



2026年1月21日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

自衛隊職場体験を考える会

連絡先（世話人）XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

自衛隊職場体験についての質問

私たちは、学校が、子どもの権利が尊重され、すべての子どもが安心して生活し、成長できる場であってほしいと願っています。しかし、現在の学校のようなすを知るにつけ、学校が、私たちの願いと反対の方向に動いていて、戦前のように、再び戦争動員の場になってしまうのではないかと心配しています。

昨年、市民の公開請求によって、大阪市立中学校約 130 校のうち、2024 年度、自衛隊に職場体験を行った学校が 24 校あることがわかりました。

私たちは、準備会の段階でしたが、11 月 6 日、その公開請求から分かったことにかかわって、「公文書公開請求にかかわるご質問」（別紙 1 参照）を自衛隊大阪地方協力本部に届けました。質問項目は「(1) 中学校職場体験実施の手順について (2) 体験生徒の個人情報の提出について (3) 見学生徒の審査について」でした。その質問に対して、自衛隊大阪地方協力本部から、12 月 8 日、回答がありました。それは、「個別の対応はできない（質問書に回答しない）」「（どこに照会したか、どんな回答だったかなどの）回答の経過についても答えられない」というものでした（別紙 2 参照）。「この質問には一切答えない」という回答だったわけです。

以上の経過を踏まえて、市民の質問に対してこのような対応をする自衛隊に職場体験を行っている学校を管轄している大阪市教育委員会に見解を伺います。

【自衛隊職場体験にあたって、自衛隊が、体験生徒の生年月日・住所を提出させている理由・目的について】

自衛隊は、体験生徒の生年月日・住所等の個人情報の提出を求めています。他の体験先ではそんな例はなく自衛隊だけです。学校に対する自衛隊の説明は、「基地に入るには、この個人情報の提出が必要」ということなのですが、なぜ、その個人情報が必要なのかという説明はどの学校に対してもされていないと認識しています。個人情報を取得する場合に必ず必要なはずの取得目的・扱いの説明はありません。

職場体験は中学校 2 年生で行われているのが一般的ですが、中学 3 年になれば、自衛隊から、日本人男子生徒に自衛隊高等工科学校の案内が送られ、18 歳、22 歳になるとき自衛官募集の案内がすべての日本人に届くような現実がすでにあります。自衛隊は、すべての日本国民を自衛隊員の募集対象とし、個人情報を入手しているわけです。私たちは、中学 2 年生の段階の自衛隊職場体験の情報もその個人情報に紐づけし、自衛隊員の勧誘に使おうとしているのではないかと疑いを抱いています。

【質問 1】自衛隊大阪地方協力本部が、自衛隊職場体験を考える会（準備会）の以下の質問に答えなかったことについての見解を求めます。

＜参考：自衛隊職場体験を考える会（準備会）の質問＞

「学校が募集案内所や地域事務所と打ち合わせる際、体験生徒の名簿を提出するよう求められ、その名簿に記載する個人情報として、氏名、生年月日、住所、電話番号等が指定されたとの事実が公開文書から明らかになっています。また、学校から募集案内所や地域事務所に提出した、公開された自衛隊職場体験生徒名簿すべてに生年月日と住所が記載されていました。自衛隊職場体験の際には、体験生徒の生年月日と住所を提出しなければならないことになっているということ間違いはないですか。その理由は何ですか。」

【学校教育のあるべき方向と自衛隊職場体験の学習内容の矛盾について】

子どもの権利条約は、第 29 条で、あるべき教育の方向性を示しています。条文は以下です。

【第 29 条】

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - a. 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - d. すべての人民の間、種族的、国民的及び宗教的集団の間並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - e. 自然環境の尊重を育成すること。

一方、自衛隊は、敵国を前提に、戦闘を想定して訓練、準備する組織であり、その職場体験で話される内容も、子どもの権利条約が求める内容と矛盾したものになります。こんな教育を中学校の教育課程の中でやるべきかどうかということが問題になります。

【質問 2】自衛隊職場体験で学ぶ内容は、子どもの権利条約第 29 条に違反する可能性がありますか。

【自衛官募集・自衛隊職場体験での自衛隊説明で子どもの権利条約から求められることについて】

子どもの権利条約 38 条では以下を規定しています。

【第 38 条】

1. 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
2. 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
3. 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
4. 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

この 38 条にかかわっては、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」があり（日本も批准済み）、第三条「3 自国の軍隊に志願する十八歳未満の者の採用を認める締約国は、少なくとも次のことを確保するための保障措置を維持する」「(c) 当該者が軍務における任務につき十分な情報の提供を受けていること」とされています。国際法上、自衛隊は軍隊であり、自衛官は戦闘員とされています。本来の任務は戦闘であり、自衛隊法は「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め」「上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない」という賭命義務、服従義務を定めていますが、そのようなことがちゃんと説明されているかどうか問題となると考えます。

【質問 3】「子どもの権利条約 38 条」と「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」は、自衛隊職場体験実施にあたって考慮すべきものですか。

以上です。

2025年11月6日

自衛隊大阪地方協力本部様

自衛隊職場体験を考える会（準備会）

連絡先：世話人 XXXXXXXXXX

質問書

私たちは、学校が、戦前の学校のように、戦争を支える動員の場になってしまうのではないかとの危惧を持っています。学校は、子どもの権利条約に沿って、子どもの権利が尊重され、すべての子どもが安心して生活できる場であってほしいと願っています。この間、教育委員会への公文書公開請求によって、中学校職場体験の現状について大まかなことは知ることができたと思っていますが、正確に知りたいと思い、自衛隊大阪地方協力本部にこの質問書を提出します。お答えいただきますようよろしくお願いいたします。

【中学校職場体験実施の手順について】

私たちは、中学校職場体験が以下の手順で行われていると考えていますが、間違いないでしょうか。間違いがあればご指摘ください。

- ① 自衛隊大阪地方協力本部の募集案内所や地域事務所が、学校から、日程等の職場体験についての計画を聞き、打ち合わせを行う。
- ② 大阪地方協力本部が大阪府内及び近隣府県の陸・海・空の自衛隊各基地と連絡・調整して、職場体験の実施場所を決定する。
- ③ 学校が打ち合わせを行った募集案内所や地域事務所から、決定した職場体験実施計画を学校に送る。
- ④ 計画に沿って職場体験を実施。（大阪市立中学校の場合、職場体験は基本2日間。学校と体験場所の間は、自衛隊がマイクロバスで体験生徒【20名上限】を送迎。八尾駐屯地、伊丹駐屯地など陸上自衛隊各駐屯地、阪神基地隊など海上自衛隊基地、奈良基地など航空自衛隊基地が職場体験の場所であり、1日は大阪地方協力本部という場合もある。体験内容は、基本教練、ロープワーク、防火体験及び放水体験、災害派遣の概要、史料館見学、体力測定、自衛隊の概況説明等。）

【体験生徒の個人情報の提出について】

学校が募集案内所や地域事務所と打ち合わせる際、体験生徒の名簿を提出するよう求められ、その名簿に記載する個人情報として、氏名、生年月日、住所、電話番号等が指定されたとの事実が公開文書から明らかになっています。また、学校から募集案内所や地域事務所に提出した、公開された自衛隊職場体験生徒名簿すべてに生年月日と住所が記載されていました。自衛隊職場体験の際には、体験生徒の生年月日と住所を提出しなければならないことになっているということ間違いはないですか。その理由は何ですか。

【見学生徒の審査について】

公開文書の中には、学校と募集案内所や地域事務所と打ち合わせの際、外国籍生徒が職場体験で駐屯地や基地に入る際には、審査が必要であり、審査が間に合わない可能性があるとの事実が確認されたというものがありません。外国籍生徒が希望して駐屯地や基地で自衛隊職場体験をする場合には、審査があるというのは事実ですか。それが事実であるとすれば、理由は何ですか。

【報告】自衛隊大阪地方協力本部あて質問書への回答(2025.12.8)と経過

12月8日、「自衛隊職場体験を考える会(準備会)」から11月6日に、自衛隊大阪地方協力本部に届けた質問書に対する回答が、電話でありました。

【質問】は

- ・公開請求公開文書から理解した「中学校職場体験実施の手順」の確認
 - ・体験生徒の生年月日等の個人情報提出を求めていることの実態の確認とその理由
 - ・外国籍生徒の見学に際して審査があるのかどうか、審査があるならその理由
- でしたが、

【回答】は、

- ・「個別の対応はできない(質問書に回答しない)」
 - ・「(どこに照会したか、どんな回答だったかなどの)回答の経過についても答えられない」
- でした。

こんな対応をする自衛隊に職場体験に行きますかと学校に聞きたいと思います。自衛隊が答えないとすると、体験生徒の個人情報提供の理由等は自衛隊職場体験を実施する学校に聞けないう状況になっています。

【参考】質問書提出と回答に至る経過

◆質問書を提出(2025.11.6)

11月6日11時30分頃、質問書提出のため、谷町4丁目の合同庁舎2号館3階の自衛隊大阪地方協力本部に出向く。前日電話対応した広報のTさんに経過を伝え、前日、検討して連絡すると言った上司の対応を求めた。「会議に入っている」とのことだったので、質問書をTさんに渡し、回答について連絡してくれるよう伝言。

◆回答めどを2025.12.5と聞く⇒12.8の電話連絡を確認

11月7日に電話して広報Nさん(11月6日に対応したTさんの上司)に回答めどを聞く。「回答にあたって照会すべきところが多くいつ回答できるかわからない」という対応。一週間後の11月14日に電話し、一応のめどだけでも教えてほしいと言い、「12月5日が回答の一応のめど」との返事をもらう。12月1日に電話して状況を聞くと、照会したところからまだ返事が返ってきておらず、また、12月4日(金)午後から8日(月)午前中が出張とのことで、12月8日(月)午後にNさんの方で電話すること。

◆電話で「答えられない」との回答(2025.12.8)

12月8日午後、自衛隊大阪地方協力本部広報Nさんから「照会していたところから回答があった」との電話があり、質問書に対する回答があった。

結局【回答】は

- 「個別の対応はできない(質問書に回答しない)」
- 「(どこに照会したか、どんな回答だったかなどの)回答の経過についても答えられない」というものだった。